

各医療機関の長 様

旭川市保健所長 鈴木 直己
(健康推進課担当)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について
(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係)

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和3年2月3日付け厚生労働省健康局長から通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、旭川市ホームページ上に関係通知を掲載いたしますので、内容について御了知くださるようお願いいたします。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の一部改正について（概要）
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の法的位置づけに関する事項
「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加。
※新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置づけについては「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更。
 - (2) 国・地方自治体間の情報連携に関する事項
 - (3) 宿泊療養等の対策の実効性の確保に関する事項
 - ア 宿泊療養・自宅療養の法的位置づけ
 - イ 入院勧告・措置の見直し
入院先から逃げた場合又は正当な理由がなく入院措置に応じない場合は、50万円以下の過料に処する。
 - ウ 積極的疫学調査等の実効性の確保
新型インフルエンザ等感染症の患者が接触的疫学調査に正当な理由が無く協力しない場合、命令を発することができるが、当該命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処する。
 - (4) 国と地方自治体の役割・権限の強化等に関する事項
- 2 検疫法の一部改正について
- 3 指定政令等の廃止
- 4 厚生労働省からの通知
令和3年2月3日付け健発0203第2号厚生労働省健康局長通知
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」
※掲載ページ
旭川市ホームページ上の、「ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>医療機関・薬局等>お知らせ>感染症に関する通知 令和2年度」に掲載
- 5 施行日
令和3年2月13日

(連絡先) 健康推進課保健予防係
担当 渡部・山本
TEL 25-9848 FAX 26-7733